

平成 30 年第 8 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（第 2 号）を除く

平成30年第8回教育委員会会議

1 日 時 平成30年5月8日（火） 13時30分～14時20分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
教育次長	長谷川	雅 英
生涯学習部長	山 根	直 樹
学校教育部長	檜 田	英 樹
教育推進・労務担当部長	早 川	修 司
教育推進課長	井 上	達 雄
学事係長	茂 木	貴 徳
学事係員	岡 本	まりあ
企画担当係長	野 田	隆 之
義務教育担当係長	大 井	一 雄
高等学校担当係長	幸 丸	政 貴
高等学校担当係長	牧 野	弘 幸
特別支援教育担当係長	北 原	義 之
児童生徒担当部長	長谷川	正 人
児童生徒担当係長	細 川	直 久
教職員担当部長	紺 野	宏 子
総務課長	宮 地	宏 明
庶務係長	札 場	義 章
書 記	山 本	裕 奈

4 傍聴者 2名

5 議 題

議案第1号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について

議案第2号 札幌市教科用図書選定審議会委員の任命又は委嘱について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成30年第8回目の教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と佐藤淳委員にお願いいたします。

本日の議案第2号は、附属機関の委員の任免に関する事項であります。

教育委員会会議規則第14条第3号の規定により、公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第2号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について

○長岡教育長 それでは、議事に入ります。

まず、議案第1号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問についてであります。

事務局からの説明に入る前に、教科書採択の任を負っている私たちは、札幌市の教科書採択の公正・中立性をしっかりと確保しなければなりません。したがって、委員の皆様、改めて確認させていただきたいことがあります。

委員の皆様の三親等以内の親族に、教科用図書発行会社に勤務されている方がいらっしゃるに及ぶ特定の組織や団体、あるいは会社等から働きかけや影響力の行使、また、圧力等はないということによろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○長岡教育長 ただいま、皆様方から、三親等以内の親族に教科用図書発行会社に勤務されている方はいないこと及び影響力の行使や圧力等はなかったという回答をいただきましたので、教育委員会会議による審議は、教科書採択の公正・中立性を確保し得るものであると判断いたします。

それでは、議案第1号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問についての審議に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育部長 議案第1号の札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問についてご説明いたします。

札幌市では、教科用図書の選定を適正に行うため、条例に基づき、教科用図書の調査研究を行う札幌市教科用図書選定審議会を設置しております。

本年度は、平成31年度から使用する小学校用教科用図書、中学校用教科用図書及び中等教育学校前期課程用教科用図書、平成31年度に使用いたします高等学校用教科用図書及び中等教育学校後期課程用教科用図書、並びに特別支援教育用教科用図書の採択を実施することとなっております。そのために必要な調査研究を選定審議会に諮問するため、本案をご提案するものであります。

資料にはありませんが、初めに、本年度に行う教科用図書採択についてご説明いたします。

教科用図書採択とは、翌年度、つまり来年から各学校で使用する教科書を決定することを申しまして、大きく分類いたしますと、小学校用、そして、中学校用、高等学校用、特別支援教育用の4種類があります。小学校用と中学校用につ

きましては原則4年ごと、高等学校用と特別支援教育用は、毎年度に採択替えを行います。

このため、平成26年度に採択替えを行いました小学校用の教科用図書については、本来であれば、本年度に採択替えを行う年度に当たっております。

しかしながら、小学校におきましては平成32年度ということで、2年後からになります。新学習指導要領が開始されることに伴いまして、平成31年度には「新学習指導要領」に基づいた教科書に採択替えを行う必要があります。

このため、本年度に採択替えを行ったとしても、平成31年度の1年限りの使用となります。また、教科書発行者、いわゆる発行会社におきまして、1年間のみ使用する教科用図書について新たなものは発行されておられません。ですから、平成26年度に採択替えを行った現在使用中の教科書と同一のものが次年度に発行されることとなります。

このような状況を踏まえまして、北海道教育委員会からは、採択権者の判断と責任によりまして、綿密な調査研究を踏まえた上で適切に行われることが必要となるが、その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することも可とするという旨の通知が出されているところであります。

現在使用中の教科書につきましては、札幌市の地域性や児童の実態、また、札幌市教育振興基本計画及び札幌市の学校教育の重点等を踏まえて、札幌市の教育方針に沿った学習活動の充実を図ることが可能な内容のものを採択しておりまして、この4年間の使用実績を見ても特に問題は生じておりません。

これらのことを踏まえして、本市におきましては、新たな教科書が発行されない以上、改めて調査研究を行う必要はないとの判断のもと、本年度は採択替えを行わず、昨年度と同一の教科用図書を採択したいと考えているところであります。

次に、中学校用の教科書であります。本来であれば、今年度は4年に1度の採択年度には当たらないのですが、これまで、教科とは別に「道徳の時間」として実施してきたものが、来年度から「特別の教科 道徳」として教科となり、教科書を使用することとなります。そのことから、今年度は「道徳」の教科書を新たに採択する必要があります。

したがって、今年度の教科書採択については、小学校用の教科書は現在使用している教科書と同じものを採択し、中学校用については「特別の教科 道徳」の教科書を新たに採択し、高等学校用及び特別支援教育用の教科書について採択替えを行うということになります。

ここからは、議案の資料に基づきましてご説明させていただきます。

基本方針（中学校）のインデックス以降の、中学校用及び中等教育学校前期課

程用、高等学校用及び中等教育学校後期課程用、並びに特別支援教育用教科用図書それぞれについての調査研究の基本方針についてご説明いたします。

こちらは、教育委員会が選定審議会に対しまして、それぞれの教科用図書について調査研究の方法や観点を示したものであります。

まず、基本方針（中学校）のインデックスのページをご覧ください。

中学校用教科用図書の調査研究の方法についてご説明いたします。

まず、1であります。北海道教育委員会から示されている「平成31年度から使用する中学校用教科用図書の採択基準」、これは、教科用図書選定審議会の設置やその委員構成等について定められたものであります。この採択基準に基づいて、発行者から送付されるすべての教科書見本についての調査研究を行うこととなります。

調査研究に当たりましては、発行者が作成する「教科書編集趣意書」及び北海道教育委員会が作成いたします「平成31年度から使用する『特別の教科 道徳』の中学校用教科用図書採択参考資料」を参考として行ってまいります。

次に、2の調査研究の観点のAをご覧ください。

調査研究においては、北海道教育委員会が作成する「採択参考資料」を基礎資料とすることとしております。この内容等については、後ほど詳しくご説明いたしますが、「採択参考資料」は、例年、採択替えを行う年の6月下旬ごろに、北海道教育委員会から札幌市宛てに送付されております。

このため、基礎資料である「採択参考資料」が送付される以前においても、選定審議会において公正かつ適切な調査研究を行うことができるよう、Bにありますように、教育委員会が、あらかじめ、札幌市の地域性や札幌市の子どもの実態、また、札幌市の教育方針を踏まえて、次ページの「札幌市として設定する調査研究項目」を設定し、調査研究を行うよう定めているところであります。

なお、「特別の教科 道徳」の調査研究項目の具体的内容につきましても、後ほど、詳細を説明させていただきます。

次に、高等学校用及び特別支援教育用教科用図書それぞれについての調査研究の基本方針について、ご説明いたします。

議案の基本方針（高等学校）のインデックスのページをご覧ください。

平成31年度に使用する高等学校用、中等教育学校後期課程用教科用図書の調査研究の基本方針であります。

高等学校用、中等教育学校後期課程用については、1の調査研究の方法にあるとおり、各学校から出される学校ごとの使用希望教科用図書等について、2の調査研究の観点により調査研究を行っていただくものであります。

次に、基本方針（特別支援教育）のインデックスのページをご覧ください。

平成31年度に使用する特別支援教育用教科用図書の調査研究の基本方針であ

ります。

特別支援教育用については、1の調査研究の方法のとおり、今後、北海道教育委員会から示される採択基準に基づきまして、北海道教育委員会が作成する「一般図書採択参考資料」の対象となっている一般図書について、2の調査研究の観点により調査研究を行っていただくものであります。加えて、種目によって「一般図書採択参考資料」の対象となっていない一般図書についても、教科用図書の候補となるものがある場合に、調査研究を行うこととしております。

なお、特別支援学校や特別支援学級における教科用図書の採択については、参考資料を用いて詳しく説明させていただきます。

次のページの資料1をご覧ください。

特別支援学校及び特別支援学級におきましても、①にありますように、文部科学省検定済教科用図書の中から、札幌市が採択した小学校用及び中学校用教科用図書の各教科の該当学年のものを使用することが基本となります。

しかしながら、特別支援学校や特別支援学級においては、児童生徒の障がいの状況等に応じて、例えば、各教科の目標や内容を下の学年のものにかえるなど、特別な教育課程を編成することができます。そのことから、当該学年の教科書を使用することが適当でないときは、設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができます。

そこで、②にありますように、児童生徒一人一人の状況に応じて、札幌市が採択した小学校用及び中学校用教科用図書の各教科の下の学年のものを使用することができます。

また、各教科の下の学年のものの中で適当なものがない場合には、③にありますように、文部科学省が障がいのある児童生徒用に著作した文部科学省著作教科用図書がありまして、その中から使用することもできます。

さらに、④に記載しておりますとおり、①から③の中で適当なものがない場合には、各教科の内容と関連が深い絵本などのいわゆる一般図書を教科用図書として使用できることが、学校教育法附則第9条に規定されております。

この一般図書の採択に当たりましては、北海道教育委員会が作成する「一般図書採択参考資料」の中から採択することが望ましい旨、例年、採択基準に示されておりますけれども、札幌市においては、平成23年度の採択からより幅広く教科用図書を選定できるよう、「一般図書採択参考資料」の対象ではない一般図書の中からも選定審議委員会委員からの推薦を受け、調査研究の対象として採択しております。

続きまして、また中学校用の教科書の内容に戻りまして、「札幌市として設定する調査研究項目」についてご説明いたします。

資料のページが少し戻りまして、議案の基本方針（中学校）のインデックスの

ページをご覧ください。

平成31年度から使用する中学校用教科用図書の研究の基本方針の2、調査研究の観点のAとBの関係についてご説明いたします。

まず、Aにおいて、基礎資料としております北海道教育委員会から送付される「採択参考資料」の内容についてであります。

今年度示される予定の「中学校用教科用図書採択参考資料」につきましても、平成27年度採択替えのあった中学校用教科用図書のものと同様の様式により作成される見込みであります。こちらについても、平成27年度の中学校用教科用図書の「採択参考資料」によりご説明いたします。

別にお配りしているもので、右上に「別添、平成27年度採択参考資料（中学校）一部抜粋」と記載している資料をご覧ください。

保健体育を例にご説明いたします。

各教科とも、様式1、様式2、様式3、様式4、及び別記により構成されております。

様式1には「学習指導要領」に示されている教科の目標等が記載されております。また、様式2には、取扱内容、そして、内容の構成・排列、分量等、また、使用上の配慮等などの各教科書の特徴が、調査研究の観点に基づき文章で記述されております。様式3には、数値データを示す調査項目とその主な理由が記載されており、様式4にはその数値データが示されております。これに加えて、別記では、その数値データの根拠として示すことのできる教材の具体的内容が記載されております。

このように、「採択参考資料」は、国の教科書検定に合格した教科書それぞれの特徴について、ただいま申し上げた取扱内容あるいは排列・分量などの観点に基づき、調査研究した結果が取りまとめられた資料でありまして、札幌市の調査研究及び採択に当たって基礎資料とするものであります。

次に、Bに設定している、別紙「札幌市として設定する調査研究項目」についてであります。

これにつきましては、札幌市の地域性や札幌市学習実現状況調査、それから、全国学力・学習状況調査における教科に関する調査結果等からわかる札幌の子どもの実態、また、その実態を踏まえて作成し、平成26年度から推進している札幌市教育振興基本計画あるいは札幌市学校教育の重点における札幌市の教育方針に鑑み、各教科で力を入れるべき学習活動が展開できるような観点から調査研究項目を設定しております。

なお、今年度の「札幌市として設定する調査研究項目」につきましては、昨年度、小学校用の「特別の教科 道徳」の教科用図書を採択したときに設定した項目と同一のものとしていたいと考えております。

「特別の教科 道徳」の学習指導要領で示されている教科の目標においては、小・中学校ともに、基本的な考え方として、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」ことが示されております。

また、昨年度の採択に当たって重視した、「自ら考え、判断し、表現する力を育むこと」や「互いに尊重し合い、支え合いながら共によりよく生きようとする態度を育むとともに、他者を思いやる心や生命を尊重する心を育むこと」が可能な内容となっているかについては、今年度も引き続き重視したいと考えております。

以上のようなことから、今年度の「札幌市として設定する調査研究項目」については、昨年度、設定いたしました項目と同一のものとしたいと考えております。

では、次のページをご覧ください。

「特別の教科 道徳」の調査研究項目の具体的内容について、改めてご説明いたします。

表の左側には調査研究項目及び設定の理由を示しており、1は共通項目、2と3は教科別項目となっております。また、表の中ほどには具体項目、右側には調査研究の具体的内容を記載しております。これらは、「特別の教科 道徳」の指導内容として示している項目を踏まえて設定しております。

なお、説明の中では、各自がお持ちいただいている「札幌市教育振興基本計画」を「計画」、「札幌市学校教育の重点」を「重点」というように、省略して述べさせていただいておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

なお、計画は5ページを、重点は表紙をめくって左のページに全体像がありますので、適宜ご覧ください。

共通項目については、札幌市として推進すべき教育の観点から、全教科共通の調査研究項目として、「札幌らしい特色ある学校教育の推進」を設定しております。

これは、重点において、北国札幌らしさを学ぶ「雪」、未来の札幌を見つめる「環境」、生涯にわたる学びの基盤「読書」の三つのテーマを中核とした「札幌らしい特色ある学校教育」を、各学校が共通に取り組む活動として位置づけていることから設定いたしました。

また、「特別の教科 道徳」の指導内容に、郷土の伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を持つことを学ぶ項目が示されていることを踏まえ、この項目とのかかわりが深い「ふるさと札幌についての学び」と「環境」について「具体項目」を設定しております。

具体的内容の部分ですが、自分の生まれ育った郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、郷土を愛する心を育むことや自分たちを取り巻く自然環境を守り育てるとともに、持続可能な社会を構築していくための取り組みや人のかかわりについて考え、実践する意欲と態度を育むことが可能な内容となっているかということについて、調査研究の対象となる全発行者の教科用図書を調査研究することになります。

次に、教科別項目についてであります。大きく二つの教科別項目を設定しております。

これらの設定に当たりましては、札幌市の教育が目指す人間像である「自立した札幌人」の実現に向けた、「自ら学び、共に生きる力を培う」学びの推進を重視しております。

一つ目の項目は、計画の基本施策1-1及び重点を踏まえた、「自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進」であります。

体験的な活動や言語活動などの学び合いを通して、みずから考え、表現するなどの多様な学びを経験し、思考力・判断力・表現力等を身につけるための学習活動の推進を観点として調査研究いたします。

また、「特別の教科 道徳」においては、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉えて誠実に向き合い、仲間とともに考え、議論する授業が求められていることも踏まえて調査研究いたします。

具体的内容の部分ですが、考えを出し合う、まとめる、比較するなどの話し合い活動や、その中で気がついたこと、考えたことを、書く活動を通して物事を多面的・多角的に考えることや、一人一人の体験に基づく考え方・感じ方を大切にしながら、自己の生き方についての考えを深める学習活動が可能な内容となっているかなど、二つの具体項目について調査研究いたします。

二つ目の項目は、計画の基本施策1-2を踏まえた、「共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進」です。

この項目は、基本施策1-2の中に、「命を大切にする指導の充実」及び「豊かな人間性や社会性を育む学びの充実」を位置づけていることを踏まえて設定しております。

また、「特別の教科 道徳」の指導内容に、生命が、多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重することや正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めることを学ぶ項目が示されていることを踏まえて、具体項目を設定しております。

具体的内容の部分ですが、自己を肯定的に受けとめ、他者を思いやる心と自他のかけがえのない生命を尊重する態度を育むことや、多様性を認め、自分とは異

なる意見や立場を持つ者同士が互いを尊重し、支え合いながら共によりよく生きようとする態度を育むことが可能な内容となっているかなど、二つの具体項目について調査研究をいたします。

長くなりましたけれども、私からの説明は以上であります。

小学校用の教科用図書については、本年度は採択替えを行わず、昨年度と同一の教科用図書を採択することについて、また、中学校用、高等学校用、特別支援教育用教科用図書に関する調査研究を選定審議会に諮問するための調査研究の基本方針について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○長岡教育長 ありがとうございます。大変長い説明でありましたけれども、最後に学校教育部長がまとめていただいたこの議案のポイントとしては、小学校用を1年間引き続き使うことと、中学校用、高等学校用、また、特別支援学校用の調査研究に対する諮問についてということで、くくりで言えばその2点の議論であります。ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○池田委員 まず、中学校用の教科図書の選定についてお聞きしたいと思えます。

非常に詳細に説明していただいて、改めて理解が深まったような気がしております。どうもありがとうございます。

改めて思うことは、これまでもそうだったと思いますが、札幌らしい特色ある学校教育の推進というのは、共通項目としてはもちろん適切なものだと思います。

少し振り返って考えますと、札幌らしい特色ある学校教育あるいは札幌を非常に大事にしていくということと、常に同時に語られるものに国際性ということがあると思います。これは、きっと同じ1枚の紙の表と裏のようなどころがあると思います。札幌を大事に思う心と、札幌が国際的な視野においてどういう位置づけにあるのかというように、広い中での札幌の位置づけも意識していくような面があると思います。また、教育の重点などにも、国際的な視野を持つということをうたわれていると思います。小学校段階に比べると、特に中学校では、そういう道徳というものになじむのかどうかもわかりませんが、国際的な視野というものが非常に大事にされると思います。

この調査研究項目の中の教科別項目の3の(2)の共生の思いを育む学習活動の取り扱いについても、その多面性あるいはいろいろな民族や子ども、外国人などの多様性という言葉も入っているので、これで十分だろうと思いますし、新たに調査項目として国際性ということをつけ加えていただきたいというほどではないのですが、諮問するときには、国際的な視野とか国際性ということもぜひ

調査項目としていただきたいと思います。これは、一つ独立させるほどではないですが、念頭に置いて研究していただきたいということを申し添えていただければと思います。

そのあたりについて、何かお考えがありましたら教えていただければと思います。

○**学校教育部長** 改めて、教育振興基本計画の中のふるさと札幌といったときに、今、池田委員がおっしゃったように、札幌から世界に羽ばたくという意味と、札幌にしっかりと根を置いてといいますか、札幌を拠点にしながら国際的に活躍するといういろいろな意味を持って、自立と共生という言葉であらわしていると思います。

今いただいた国際性といいますか、ふるさと札幌の部分も大事にしながら世界にということで行くと、小学校用の道徳の教科書に比べると、中学校用のほうは、子どもたちにより身近な、いろいろな世界で活躍した人たちの努力の様子とかエピソードみたいなものが随分とちりばめられております。そして、その検定の様子なども新聞等で見ております。

ですから、子どもたちの多様な国際性を含めた可能性がどんどん広がる一助になるような教科書にということも審議会にお願いしてまいりたいと思います。

○**池田委員** よろしくお願ひいたします。

○**阿部委員** 三つほどあります。

まず一つ目が、資料1のところの②ですが、下の学年のものというのはどのぐらいの幅を持っているのでしょうか。

例えば、一つ下の学年なのか、それとも、最終学年までの下の学年なのかということをお伺いしたいと思います。

それから、④のいわゆる一般図書のところで、平成29年度の採択の参考というところですが、「加えて、一般図書採択参考資料の対象となっていない一般図書」とありますが、どうやって採択する本を探していくのかという、そのプロセスのところについてお伺いしたいというのが二つ目です。

最後は、意見になってしまうかもしれませんが、中学校の道徳のところになります。

調査研究の具体的な内容の3(2)の1行目ですが、「民族や子ども」とありまして、その後に「女性」とフィーチャーされています。ここに私たち女性をあえてフィーチャーする理由づけについて伺いしたいと思います。

○特別支援教育担当係長 特別支援教育用にかかわることですので、担当のほうからご説明いたします。

まず、下の学年のものについてですが、これは小学校1年生までのお子さんまでのことで、1年生まで使うことができます。例えば、小学校6年生であっても、中学校3年生になっても小学校1年生の教科書を使うことが可能となっております。

次に、2点目の一般図書の部分ですが、この採択参考資料に載っていない一般図書につきましては、今回、委員としてお願いしている先生方の専門性、ご経験に基づきまして、各学校でもさまざまな取り組みを行っておりますので、その部分に基づいてまずご推薦いただきます。

このご推薦いただいた部分の観点としましては、採択参考資料で示している観点に基づくものでありまして、まず、これを今回の採択のものに上げるかどうかということを決めます。そして、上がっていく各段階で同じように扱って、その中でさらに採択を進めていく形で行っていきます。

○学校教育部長 中学校の道徳の女性の部分は、私たち札幌市もそうですが、人権教育その他を進めていくときに、ほかの教科の教科書のつくりについても、民族の差別とか、子どもの虐待の問題、男女平等の部分、また、ここにありますように障がいの有無にかかわっての社会的障壁などの部分があります。さらに、最近では、外国人とかLGBTなどいろいろな方たちの人権も当然出ておりますので、その部分は「など」という言葉でくくらせていただいています。

要は、自分と異なる意見とか立場の部分について、広くお互いの痛みをきちんと理解できる観点を持つといいますか、そういうことが育まれる内容にとということでここに載せているところです。

○阿部委員 今回の部長の意見は非常にわかるのですが、もしそうだとしたら、あえてここに「女性」と性別を記載するというよりも、「男女平等」という言葉のほうが適切ではないかと思いました。

女性だけを特別視しなさいということではなく、男女平等という意味で、ここに「女性」という言葉を表現されているという理解でよろしければ、ここに特別に「女性」とうたうのは逆に男女差別になるのでないかという意見です。

○石井委員 私も今の阿部委員と同意見で、この文言にはとても違和感を持ちます。子どもや女性が入るのであれば、高齢者や男性も入ってよいのではないかと思いました。

札幌市は、昨年からの性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓制度も

取り入れているので、できるのであれば、子ども、女性にするのではなくて、年齢や性別を問わずという書き方のほうが読んでいるほうはしっくりくると思います。

○**学校教育部長** 貴重なご意見をありがとうございます。

この部分は事務局のほうにお任せいただいて、今、両委員からいただいた部分を踏まえた表現にかえさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○**阿部委員** はい。お願いします。

○**長岡教育長** よろしくお願いします。ほかにありますか。

小学校の教科用図書についても、1年間延長して使用するということについてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**長岡教育長** ほかにご意見はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○**長岡教育長** 議案第1号については、今、阿部委員と石井委員からご意見がありました。それは事務局のほうでご検討いただいて、考慮していただくということでよろしくお願ひいたします。

それ以外の議案第1号につきましては、提案どおり決定するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**長岡教育長** それでは、議案第1号についてはそのように決定いたします。

議案第2号は、公開しないことといたしますので、傍聴の方がいらっしゃいましたら退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

以下 非公開